用語の説明

* 1 避難行動要支援者避難支援計画(避難支援プラン)

避難行動要支援者に係る全体的な考え方と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画とで 構成され、全体的な考え方は、対象者の範囲、支援に係る役割分担、支援体制について地域の実情 に応じて作成。個別計画は*7参照。

* 2 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等特に配慮を要する者。また、避難途中に傷害等を負い避難支援が必要となった者、避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者なども含む。

* 3 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要する者。市では、避難行動要支援者対象者リストに記載した者の中から、市と民生委員・児童委員が協力して調査・把握することとしている。

* 4 避難支援等

避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置。

* 5 地域防災計画

災害対策基本法の規定により作成する地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の 処理すべき事務又は業務の大綱。地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教 育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、 避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 などを記載する。

* 6 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿。避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

* 7 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)

一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画で、避難支援者、避難先、避難方 法等を記載する。

*8 避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。市では、西予市消防署、西予市消防団、西予警察署、西予市民生委員・児童委員、西予市社会福祉協議会、西予市自主防災組織。

* 9 避難行動要支援者連絡会

避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、市の防災担当部局と福祉担当部局等で構成する部局横断的なプロジェクトチーム。平常時は、避難行動要支援者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行い、災害時には、市災害対策本部の生活福祉対策部の中に福祉班を設置し、避難行動要支援者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

*10 福祉班

市災害対策本部の生活福祉対策部の中に設置され、福祉課、子育て支援課、長寿介護課の職員で構成する災害時の対策班。避難行動要支援者の避難支援や避難後の支援業務のほか、災害ボランティアの受入・配備調整、福祉避難所の開設及び運営支援、保育所・幼稚園・児童館の児童の安全確保及び保護者への連絡などの業務を行う。

*11 避難所に設置される救護班

避難所内の具体的な業務の執行、運営のため、各避難所に設置する運営班の一つで、避難所における災害時要援護者(避難行動要支援者を含む。)のニーズの把握や支援を検討するため、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握等を行う。避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、救護班も、避難者を中心として自主防災組織や福祉関係者、近隣協力員等の協力により設置、運営される。

*12 避難行動要支援者対象者リスト

高齢者や障がい者等の要配慮者に関する各種情報に基づき、定められた要件に該当する者を掲載 したリスト。このリストにより避難行動要支援者の把握調査を行う。

*13 避難行動要支援者名簿(同意者)

避難行動要支援者のうち、平常時から名簿情報を避難支援等関係者(自主防災組織、民生委員・ 児童委員、消防団、社会福祉協議会)に提供することに同意した者を整理した名簿。

* 14 福祉避難所

要配慮者を滞在させることを想定した避難所。施設がバリアフリー化されている等要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市は、対象となり得る施設を福祉避難所として指定したり、民間の社会福祉施設等の場合は協定を締結して福祉避難所を指定したりする。

*15 近隣協力員

避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画に記載された隣近所の避難支援協力者。災害が発生した場合、避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、救護・避難誘導などの支援を行う。また、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口に報告する。